

総務厚生常任委員会会議録

目次

【開 会】	4
議案第 1 号 令和 4 年度矢板市一般会計補正予算（第 7 号）	4
議案第 2 号 令和 4 年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	4
議案第 3 号 令和 4 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	5
議案第 4 号 令和 4 年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	6
議案第 8 号 矢板市職員の定年等に関する条例の全部改正について	6
議案第 9 号 矢板市行政組織条例の一部改正について	12
議案第 11 号 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	14
議案第 12 号 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	14
議案第 14 号 矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	14
議案第 13 号 矢板市職員の給与に関する条例等の一部改正等について	15
議案第 10 号 矢板市印鑑条例の一部改正について	15
議案第 16 号 矢板市こども医療費助成に関する条例の一部改正について	16
委員長報告	16
閉 会	17

1 日 時

令和4年11月29日（火）午後12時56分～午後2時32分

2 場 所

第1委員会室

3 出席委員（8名）

委員長 高 瀬 由 子

副委員長 掛 下 法 示

委 員 藤 田 欽 哉 佐 貫 薫 小 林 勇 治
宮 本 妙 子 石 井 侑 男 中 村 久 信

4 欠席委員

なし

5 説明員（28名）

(1) 総合政策課（2人）

①総合政策課長 和田理男

②政策企画担当 小林 徹

(2) 秘書広報課（1人）

①秘書広報課長 佐藤賢一

(3) 総務課（5人）

①総 務 課 長 高橋弘一

②行 政 担 当 相馬香織

③人 事 担 当 高橋和寛

④財 政 担 当 矢板 洋

⑤管 財 担 当 船山幸男

(4) 税務課（4人）

①税 務 課 長 丸谷久美子

②管理収納担当 清水ゆう子

③市民税担当 高久智卯

④資 産 税 担 当 荒浪弘和

(5) 社会福祉課（3人）

①社会福祉課長 沼野晋一

②障がい福祉担当 白田修一

③生活福祉担当 田城宣宏

(6) 高齢対策課（3人）

①高齢対策課長 高橋理子

②地域支援担当 前野路代

③介護保険担当 森山 敦

(7) 子ども課（3人）

①健康支援担当 大貫真由美

②子育て支援担当 吉田佐江子

③保 育 担 当 松岡雄一

(8) 健康増進課（4人）

①健康増進課長 日賀野真

②健康増進担当 藤田仁美

③国保医療担当 鈴木 有

④ワクチン接種室 高瀬史章

(9) 生活環境課（1人）

- ①生活環境課長 村上治良
(10) 市民課 (2人)
①市 民 課 長 星 哲也
②市民・年金担当 斎藤真由美

6 欠席説明員

子ども課長 小野崎 賢一

新型コロナウイルス感染症対策のため、関係部課長等以外は出席せず。

7 事務局 佐藤晶昭

8 付議事件

- 議案第 1 号 令和4年度矢板市一般会計補正予算(第7号)
議案第 2 号 令和4年度矢板市介護保険特別会計補正予算(第2号)
議案第 3 号 令和4年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第 4 号 令和4年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第 8 号 矢板市職員の定年等に関する条例の全部改正について
議案第 9 号 矢板市行政組織条例の一部改正について
議案第10号 矢板市印鑑条例の一部改正について
議案第11号 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第12号 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
議案第13号 矢板市職員の給与に関する条例等の一部改正等について
議案第14号 矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
議案第16号 矢板市こども医療費助成に関する条例の一部改正について

9 会議の経過及び結果

【開 会】

○委員長（高瀬由子） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、総務厚生常任委員会を開会する。 （12時56分）

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、議案第1号から議案第4号まで、議案第8号から議案第14号まで、及び議案第16号の12件である。

なお説明に当たっては、執行部には簡潔な御説明をお願いする。

議案第 1号 令和4年度矢板市一般会計補正予算（第7号）

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長（高橋弘一）

（「補正予算書」の1～6ページ、「予算に関する説明書」4～27ページにより説明）

○委員長 これより議案第1号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決された。

議案第 2号 令和4年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長 提案者の説明を求める。

○高齢対策長（高橋理子）

（「補正予算書」 7～9 ページ、「予算に関する説明書」 32～41 ページにより説明。）

○委員長 これより議案第 2 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 2 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 2 号は、原案のとおり可決された。

議案第 3 号 令和 4 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

○委員長 提案者の説明を求める。

○健康増進課長（日賀野真）

（「補正予算書」 11～13 ページ、「予算に関する説明書」 46～49 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 3 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 3 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 3 号は、原案のとおり可決された。

議案第 4 号 令和 4 年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○委員長 提案者の説明を求める。

○健康増進課長

（「補正予算書」15～17 ページ、「予算に関する説明書」54～55 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 4 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 4 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 4 号は、原案のとおり可決された。

議案第 8 号 矢板市職員の定年等に関する条例の全部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長

（「議案書」14～31 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 8 号に対し質疑を行う。

質疑はあるか。

○中村委員 今の説明だと段階的に定年を 65 歳まで引き上げて、段階で足りない分については 65 歳まで再任用、例えば定年が 62 歳で、65 歳までの残り 3 年は再任用が

可能と、そのような説明がありましたが、令和４年度で定年を迎える職員は、再任用だけしかないが、現行の制度は65歳まで再任用できるのか確認したい。

○総務課長 現行の再任用制度も65歳までとなっている。

○中村委員 条文だけを追っていくと非常に分かりづらいので、以前当局から出された全員協議会の説明資料を見ながら確認させていただきたい。

その資料3ページの役職定年について、管理監督職勤務上限年齢に達している者を上限に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間(異動期間)に他の職に異動させる、とあるが、下段の解説を見ると、その年に60歳を迎えた人、例えば5月1日が誕生日の場合、その翌日から次年度の4月1日までの間に異動させるということと受け止めたが、その認識であっているのかを確認したい。

○総務課長 条文は難しく書かれているが、現実的には4月1日で異動ということになる。例えば私自身の場合、定年が63歳に延長され、9月30日が誕生日で60歳になるが、今の職を務め、4月1日に先ほど説明した降任(5級)となるイメージである。

○中村委員 それなら理解できる。その年度内は現職を全うした上で次の年度には役職につかない、降任降格ということでそのような職種になるということは分かるが、この資料を見ると4月1日までの期間中に異動させる異動期間となっている。これをどのように理解したらいいのか。それとこの異動により2つのパターンがあり、給料が下がった場合には補てんのイメージも書かれているが、実際にその年度内に上限年齢を迎えたからといって、異動させた職種が実際には降格に当たる職種だと異動した人としなかった人に差が生じる懸念があると思ったが、実際には年度末までは全うして次年度切り替えで新たな職種に降格し、賃金が7割になるということではよいか。ただこの解釈はどのように整合性を持ったらよいか。

○総務課長 この形だが、現実的には先ほど御説明したような年度で切り替えるという形になるかと思う。60歳だと役職に就いている者がほとんどで、途中でその職で

ある課長なり部長の職を離れるということは、現実的ではないと思う。そして、この条文で書いてあるところは、希望する職員に対しては、この形を取れるというようなことであるので、条文上はこうになっている。

○中村委員 資料だけを見ると、管理監督職の職員で管理監督職勤務上限年齢に達している者を、管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から最初の４月１日までの期間に他の職に異動させるとあるが、これは基本的には異動させるというふうに読み取ったのだが、総務課長の説明では、基本的には年度末まで全うしてもらうというのと少し合わないがその点についてどうか。

○総務課長 失礼した。条文条項の規定が原則であるが、運用としては、年度末で切り替えるのが現実的というようなことでの説明である。

○中村委員 私もそれが現実的だろうと思う。思うが、ではなぜそのような条項にしないのかと思う。これだと、誕生日が来たから異動してということだと思う。資料の後ページには、その時に同じ給料をもらえないところに下がった場合に、さらにそこから次３割減になった時に、トータルするとそれ以上下がるため、その部分を補てんして、元の水準から３割減のところに戻しますよというような図解がある。そういうものが示されているということは、適用される例もあるのだろうというふうに思うが、矢板市では適用しないということによいか。

○総務課長 先ほども御説明したが、市の考えとしては、年度途中で管理監督職であったものが異動するのは影響が大きいというところもあるので、この年度末をもって切り替えるというようなところで現在は考えている。

○中村委員 了解した。それが現実的だろうと思うが、それならば矢板市としての条文はそうにすべきではないかと思う。別に全てを同じく合わせなければいけないということではないと思うので、矢板市としても運用をそのようにするのであれば、分かりやすく上限年齢を達した最初の４月１日以降からだけで事足りるので、そうすべきかなと思う。先ほどから総務課長の答弁は、現実的に矢板市としては、

最初の4月1日を迎える、3月31日まではそのまま全うしてもらい、ということであるため、条文については分かりやすくすべきではないかと申し上げておきたい。

○委員長 要望でよろしいか。

○中村委員 いや、委員会としてよければよい。何か見解があれば。

○総務課長 こちらについては法律に基づいて行っているところがある。国の法律、地方公務員法の改正に伴ってというところもあり、国からも準則的なものが来て全国共通で行うというような文書等も来ており、その辺は統一した書きぶりになっているところである。

○中村委員 了解したが、以前、大分昔の地方分権のときに、法律の範囲内で地方の特色に合った形で条例を定めることができると、そういう地方の裁量というものを大きく認めてきていると、そのように思うので、地方の実情に合わせて矢板市はそういう方針を出さないとすれば、あくまでも法律の範囲内であるので、今のことはできる、定めることができると思う。今の総務課長の話に対して述べただけで、この件はもう結構である。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

○石井委員 今回のこの段階的な定年の引き上げに伴って、矢板市の職員適正化計画の見直しはされるのか。

○総務課長 2年ごとに1歳ずつ引き上げ、段階的に退職しない人がいるからといって職員採用をしないというのも全体的な職員管理としてどうなのかというところがある。そのようなところもあるため、今後見直しをかけていきたいと考えている。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

○中村委員 今の60歳で定年を迎え、そこで再任用を希望した人と、定年が順次延長になって、最後の65歳に到達する人等を比較した時に、途中で再任用を使う人も出てくると思うが、それらの人を含めて本人にとってプラスとマイナスというのは出てくるのか。要は定年延長になり、誰もが60歳で辞めると思っていた人が図らずも

62 歳や 63 歳になったりするが、気持ちの面とは違う部分の不利益というか、例えば、退職金に影響するとか、そういう金銭的なプラスマイナスはあるのか。65 歳まで勤めれば勤めた分の収入は増えることは当然として、早く辞める人、定年プラス再任用で頑張る人との間に何か差が生まれるのか。

○総務課長 今回のこの制度改正により、まず 60 歳以降の働き方について、本人の希望を踏まえることができるようになる。60 歳で辞めるという選択もできる。この延長を使って私の場合は 63 歳まで、役職定年や給料の 7 割というのはあるが、63 歳まで定年延長を使って職員として働くことができる。63 歳から 65 歳までは、暫定再任用を使える。60 歳で辞めて定年前短時間勤務再任用というものも使える。私の場合は 63 歳までは定年前短時間勤務の再任用制度を使い、その後 65 歳までは暫定再任用ということもできる。定年延長を使えばフルタイムで働くことになるが、短時間勤務だと短い勤務時間を選べるといったところがあるため、人によっての働き方の選択が増える。金額的にはその働き方によってそれぞれ違ってくるので、いくら違うといったところは把握できない。

○中村委員 働き方でいろいろ選択肢が増えるだけで、特にそれらによって 60 歳や 62 歳で辞めても、65 歳まで働いても、不利益を被ることはないということでしょうか。また、先ほど最初に言ったように、条文にあるとおり何らかの形で降任降格になった場合も、最終的には 3 割のところまでは補てんするということで、最終の一番高い水準から 3 割というのがキープされるという、どのような状態であってもキープされるということでしょうか。

○総務課長 定年延長を使えば、先ほど来出てきている 7 割水準ということである。再任用制度を使うと職員の給料は月額で若干少ない給料体系になっているので、それを見ながら職員がどの働き方を選ぶかというところで行っていく。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

○佐貫委員 今の質問に少し関連するが、総務課長が説明した職員の方の 60 歳以降の

選択肢が、まず退職、少し前の短時間勤務、70%ダウンのフルタイム、この三つから、選べるということで認識した。ただ一つそこでデメリットはないとのことであるが、例えば定年が62歳とかに今後伸びていく中で、60歳で辞めたいという場合は、自己都合退職にはならず、自己都合ではない満額の退職金が出るという認識でいいということよろしいか。

○総務課長 退職手当については、公務員の場合、満額というか35年勤務で満額支給となるピーク時特例が適用される。そのため、60歳のときに35年に達しておらず、60歳で辞めた場合は退職金が若干少なくなるが、その延長を使えばその分期間が延びるというようなところもある。全くない影響がないかというと、退職手当の期間を勘案すると、若干影響が出てきてしまうところもある。

○佐貫委員 60歳以上で元気な方も多くいる中でいろいろな手段が取れるのは歓迎なのだが、どうしても自分の体的に弱くて60歳まで気力で頑張っただけでここで辞めざるをえないとか、家庭の事情で60歳までは頑張るけどもう辞めざるをえないという方もいるかと思う。そういう方が35年過ぎたタイミングで辞めれば、それは自己都合でも満額はもらえ、もちろん35年まで行ってなければ、それは定年が60歳の今の状況でも、変わった状況でも、満額ではなくなるという認識として捉えてよろしいか。

○総務課長 はい。

○佐貫委員 もう一つ、総務省の地方公務員法改正にあたるQ&Aの議事録を読んだが、扶養手当や住居手当についても定年前再任用短時間勤務とフルタイムの70%ダウンの選択によって、手当が結構変わってくるのではというところがあったが、そこは矢板市としては、どれを選んでも皆さん手当はもらえるようになるのか。

○総務課長 大変失礼した。その部分についても、再任用制度を使うと現行も出ていないため、出ないというところで影響がある。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第8号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決された。

議案第 9 号 矢板市行政組織条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長 (「議案書」32～34 ページにより説明)

○委員長 これより議案第9号に対し質疑を行う。

質疑はあるか。

○中村委員 内容は理解している。いろいろな課の事業を強化していくという一言に尽きると思うが、要は今の体制でできていないから分割して部長を増やすという、そういう受け止め方でよろしいか。以前から矢板市にとっていろいろな重要な分野において、当然行っているわけなので、それが来年度からそのように分けざるをえないということは、どのように捉えたらよいのか。

○総務課長 この職員ができている、できていないではなくて、これからそれぞれの分野で力を入れて取り組む事業が増えていくことがあるので、今回この二つに分けて取り組んでいきたいということでの再編である。

○中村委員 できている、できていないではなくて、今までも当然ながら各セクションでは重要な役割を持って事業、業務を行ってきているはずである。それを、分けなければできなくなるというところが、いまいち理解できない。人員は増えないで、仕事は今までのものもあれば新しく取り組むべきものもどんどん出てきているとは

思う。これはずっとそういう流れの中で行ってきている。ただ、来年度からこういうふうに変えるということを、例えば市民の皆さんに端的に説明しようとしたら、どのようにすればいいのか、そういう問いかけである。私は市民の皆さんから何で分けるのかと単純に聞かれたときに、いろんな産業分野も重要で力を入れてやっていくから、部長のテリトリーを狭めてやっていくのだという話しかないが、そのときに、今までやってなかったのか、できてなかったのかと、当然そう言われると思う。これから二つに分けなければいけないほど、いろいろな事業を強化してやっていくという意味合い的にはそういうことなのだろうとは思いますが、うまく具体的に説明ができないなというところでちょっとお聞きしている。書かれている事業はこれまでも行っている事業であり、そこをいろいろ強化していくために部長職の管理するところを定めて、いろいろな面でスピードも上げながら行っていく、そういった面で体制づくりをしていくということによいか。

○総務課長 特に今回は二つの部に分ける提案で、経済部の方については、農林部門であれば、新規の就農施策や森林環境譲与税を活用した新たな取組といったことも拡充してやっていきたいというところがある。企業誘致関係についても、今後力を入れてやっていきたいというところがあるので、経済部を作って体制整備をしたほうがよいということでの今回の改正となっている。

○中村委員 その中で、今までやっていない、できていないのは森林環境譲与税を使って行う事業、多分譲与税をもらって、そのままになっているのかなというふうに思う。あとは工場誘致にしても、いろんな形で過去は過去でずっとやってきたはずである。だから、そういう面で捉えるとなぜという疑問が出てくるが、この件に関してはもう結構である。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 9 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 9 号は、原案のとおり可決された。

議案第 11 号 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第 12 号 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第 14 号 矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長 (「議案書」38～45 ページ、101～112 ページにより説明)

○委員長 これより議案第 11 号、議案第 12 号及び議案第 14 号に対し質疑を行う。

質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 11 号、議案第 12 号及び議案第 14 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 11 号、議案第 12 号及び議案第 14 号は、原案のとおり可決された。

議案第 13 号 矢板市職員の給与に関する条例等の一部改正等について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長 （「議案書」46～100 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 13 号に対し質疑を行う。

質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 13 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決された。

議案第 10 号 矢板市印鑑条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○市民課長（星哲也） （「議案書」35～37 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 10 号に対し質疑を行う。

質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 10 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決された。

議案第 16 号 矢板市こども医療費助成に関する条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○健康福祉部長（沼野晋一） （「議案書」116～119 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 16 号に対し質疑を行う。

質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 16 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決された。

委員長報告

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。

委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に御一任願う。

閉 会

○委員長 これで総務厚生常任委員会を閉会する。

(1 4 : 3 2)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務厚生常任委員会委員長